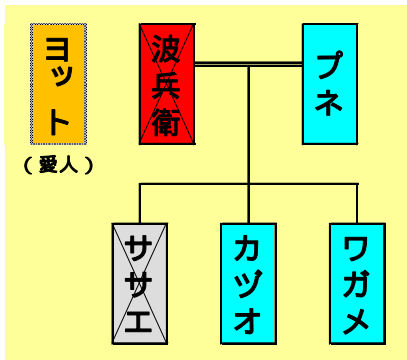


もしもシリーズ ～現代の“五人組”制度～

もしも第6弾は『もしも相続人の中に相続税を納めない不届き者がいたら』です。相続税の申告書は、通常相続人が共同して提出することになりますが、納付はもちろん各人ごとです。しかし相続税（贈与税）には、理不尽な連帯納付という制度があります。これにより恩恵を受けるのは、税務署だけなのですが・・・。

1. 今回のもしもの前提



(単位：万円)

	ブネ	カズオ	ワガメ	ヨット
取得した財産の価額	22,000	15,000	9,000	2,000
納付すべき税額	0	3,400	2,040	540

ブネは配偶者の税額軽減により税額0

愛人ヨットは遺贈により財産を取得し、波兵衛の相続人ではありません

愛人ヨットの負担割合が少し多いのは・・・おわかりですね（ヒントNO.25）

2. 相続人等が2人以上いる場合の連帯納付の義務

波兵衛が亡くなり、各相続人と受遺者はそれぞれ上記財産を取得し、相続税が課されました。しかし、カズオがこの3,400万円を納めなかった場合、ブネたち他の相続人・受遺者は自分がもらった財産の金額を限度として、連帯して納税義務を負うこととなります（もちろんカズオ本人に対する督促・差し押さえ等、一連のプロセスを経た後の話です）。つまり、それぞれが



ブネ	22,000万円 > 3,400万円	3,400万円
ワガメ	9,000万円 > 3,400万円	3,400万円
ヨット	2,000万円 < 3,400万円	2,000万円

の金額を限度としてカズオの3,400万円を負担しなければならないということです。さらに！！これは受遺者である愛人ヨットが滞納していても同様の取り扱いとなり、その場合はブネやカズオたちが納税義務を負うこととなります。愛人が滞納した税金を、遺された本妻と実子が負担する・・・そんなの、納得できますか？

3. 被相続人にかかる連帯納付の義務

もし、波兵衛が生前に相続税や贈与税を納付せずに亡くなったとしたら、ブネたち相続人と受遺者は、自分がもらった財産の金額を限度として連帯納付の義務を負うこととなります。これは仕方ありませんね。

4. 財産を贈与した人の連帯納付の義務

ブネがカズオに土地を贈与して、カズオに2,000万円の贈与税が課せられたとしましょう。その贈与税をカズオが納付しなかった場合、土地をあげたブネはカズオの贈与税について、その土地の価額を限度としてやっぱり連帯納付の義務を負います。えっ、財産をあげた方が・・・！？と思いますよね。

仕方がないのでブネは贈与税を立替えて支払い、その後カズオに『贈与税分は返さなくていいから』と言ったとします。するとブネからカズオへ、その贈与税額相当額の贈与となります（カズオに資力がある場合）。もしまだブネが肩代わりすれば、その贈与に対して贈与税が発生し、それをまた肩代わりし・・・。

お母さん
ありがとう



カズオは延納の許可を受けていましたが相続税を滞納していたとします。ブネやワガメは、カズオが延納により納付していることは知っていましたが、その納付状況まで把握していませんでした。そして、相続開始から数年後。忘れたころにブネ達相続人の元に『カズオさんが滞納しているの、同じく相続人のあなたには連帯納付の義務があります。納付してください』という通知が届くのです。怖い話ですね。

カ『今どきこんな五人組みたいな制度、おかしいよな』 ヨ『カズオサン、アナタ言ウ、ソレオカシイネ』

